○日本語教育機関等立上支援事業

**事業内容**：新たに設立された日本語教育機関や日本語講座に対して、自立的、持続的に事業が実施できるよう、日本語教師に対する謝金や教材整備に対する経費、外部講師招へいに係る経費を助成します。

**申請資格**：新たに設立されたあるいは新たに日本語講座を立ち上げた日本語教育機関

**助成対象事業**：本格的な教師向け研修を受講したことがない日本語教師及び新たに購入を計画している日本語教材（機器・機械を除く）、日本語講座を実施するために招へいする外部講師

**助成対象期間**：平成28年(2016年) 4月1 日～平成29年(2017年)2月28日

**助成内容**：以下の項目を対象として、事業実施に必要な経費を助成します。

旅費（教師交通費、招へい講師交通費）

滞在費（教師滞在費、招へい講師滞在費）

研修費（研修受講料）

謝金（招へい講師謝金）

教材購入費（書籍代等）

教材輸送費（関税、輸送費）

*注）教材の現物寄贈は行いません。*

**助成率**： 定額

**選考方針**：原則として設立後3年以内で、かつ、近辺に日本語教育機関が少なく、日本語教師が不足している地域や自立的な講座運営が難しい機関を優先的に採用します。

**申請方法**：申請書に必要事項を記載し、サンパウロ日本文化センターに提出してください。提出の際、「日本語教育機関等立上支援事業申請書」と封筒に明記してください。

＜サンパウロ日本文化センター＞

e-mail [clj@fjsp.org.br](mailto:clj@fjsp.org.br)

住所Av.Paulista,37-2゜andar CEP01311-902

**申請締切**：平成28年(2016年) 12月31 日まで随時受付

ただし、予定している予算を使い切り次第、受付を終了いたします。

**結果通知**：助成金交付決定通知書にて通知